

京都市告示第 171 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 11 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野経18号線	山科区西野野色町36番地地先から	旧	メートル 66.80	メートル 4.25 ~ 6.00
	同町62番地の1地先まで	新	66.80	4.50 ~ 6.30
山科西野緯6号線	山科区西野岸ノ下町53番地の2地先から	旧	41.60	4.00 ~ 4.65
	同区西野野色町64番地の2地先まで	新	41.60	4.00 ~ 9.95
醍醐緯209号線	伏見区醍醐下山口町8番地地先から	旧	98.80	6.00 ~ 12.80
	同区醍醐辰巳町26番地地先まで	新	98.80	6.00 ~ 29.20
日野経43号線	伏見区日野野色町43番地の1地先から	旧	38.20	1.00 ~ 2.87
	同町70番地地先まで	新	38.20	2.85 ~ 4.06

(建設局道路部道路明示課)